

資料 14-1 若狭町防災会議条例

若狭町防災会議条例

平成 17 年 3 月 31 日 条例第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、若狭町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 若狭町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に依りて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 福井県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 福井県警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 敦賀美方消防組合三方消防団長
- (7) 若狭消防組合上中消防団長
- (8) 敦賀美方消防組合の職員のうちから、町長が任命する者
- (9) 若狭消防組合の職員のうちから、町長が任命する者
- (10) 指定公共機関、指定地方公共機関の職員並びに公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人の役員又は職員のうちから町長が任命する者
- (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 委員の定数は、34 人以内とする。

7 第 5 項第 10 号及び第 11 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福井県の職員、敦賀美方消防組合の職員、若狭消防組合の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 若狭町災害対策本部条例

平成 17 年 3 月 31 日 条例第 14 号

### (趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、若狭町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (班)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、部の事務を掌理する。

### (現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

### (委任)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 14-3 若狭町水防協議会条例

若狭町水防協議会条例

平成 17 年 3 月 31 日 条例第 15 号

(設置)

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、若狭町水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を推進する。

- (1) 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する。
- (2) 水防に関し必要に応じ関係機関に対して意見を述べることができる。
- (3) その他水防に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、会長、副会長及び委員 15 人以内でこれを組織する。

(会長)

第 4 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(代理者)

第 5 条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者である委員に事故があるときは、その指名する職務上の代表者がその職務を行うことができる。

(任期)

第 6 条 関係行政機関の職員である委員の任期は、当該職にある期間とし、他の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会長において特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらずその任期中においてもこれを免じ、又は解職することができる。

(議長)

第 7 条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(会議)

第 8 条 協議会は、委員定数の 3 分の 1 以上が出席しなければ会を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 9 条 協議会に幹事を置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもの及び協議会が自ら定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

## 若狭町総合災害補償規程

平成 17 年 3 月 31 日 告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、全国町村会総合賠償補償保険に加入するに伴い、本町が設置する学校の管理下にある者又は主催する社会体育活動、文化活動等の社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動その他本町が主催する活動及び行事等に参加中の者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は傷害により入通院した場合の補償について定めるものとする。

(補償する対象)

第 2 条 本町は、自己が設置する学校の管理下にある者又は自己が主催する社会体育活動、社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動その他の活動に参加中の者が急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」という。）に起因して身体に傷害を被り、かつ、直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害（身体の一部を失い、又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。以下同様とする。）を生じた場合又は入通院した場合、当該参加者又はその者の相続人（以下「被災者」という。）に対し、この告示に従い補償を行う。

2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入し、吸収し、又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入し、吸収し、又は摂取した結果生ずる中毒症状を除く。）を含む。ただし、細菌性中毒は含まない。

(補償金額と補償基準)

第 3 条 本町は、別表の給付表に定める給付額を、補償金として被災者に支払うものとする。ただし、学校管理下にある児童・生徒については、入通院医療補償給付金は対象とならない。

(補償金を支払わない場合)

第 4 条 本町は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由により、被災者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は入通院した場合においては補償金を支払わないものとする。

- (1) 被災者の故意
- (2) この告示に基づき、死亡給付金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額についてはこの限りでない。
- (3) 被災者の自殺行為又は犯罪行為
- (4) 被災者の脳疾患、疾病又は心神喪失
- (5) 被災者の妊娠、出産又は流産
- (6) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的的事故による場合にはこの限りでない。
- (7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変若しくは暴動又はこれらに随伴して生じた事故
- (8) 地震、噴火若しくは津波又はこれらに随伴して生じた事故
- (9) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同様とする。）若しくは核燃料によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他有毒な特性若しくはこれらの特性による事故又はこれらに随伴して生じた事故
- (10) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染
- (11) スポーツを職業又は職務とする者が職業上又は職務上行うスポーツ活動中に被った事故

(適用除外)

第5条 この告示は、次の各号の者には、適用しない。

- (1) 本町の業務に従事中の本町の使用人（本町が本町の公務遂行のため委嘱した者で公務災害補償又はこれに準ずる補償を受ける者を含む。）
- (2) 運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュア・スポーツ団体で高等学校、高等専門学校、大学（短期大学を含む。）の学生、生徒、官公署、会社等の社会人により構成された体育部、競技部、運動クラブ等の団体管理下のスポーツ活動に参加中の当該団体の構成員

(災害賠償の免責)

第6条 本町は、この告示による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法（明治29年法律第89号）又は国家賠償法（昭和22年法律第125号）による損害賠償の責めを免れる。

(準用規定)

第7条 この告示にない事項については、「全国町村会総合賠償補償保険契約特約書」、「災害補償保険普通保険約款」、「スポーツ災害補償特約条項」、「学校管理下災害補償特約条項」及び「入院医療補償保険金及び通院医療補償保険金の支払に関する特約条項」の規定を準用する。

附 則

この告示は、平成17年3月31日から施行する。

別表（第3条関係）

給付表

区 分	給 付 額（最高）	
死亡給付金	500万円	
後遺障害給付金	災害補償保険普通保険約款の定めにより 500万円～15万円	
医療補償給付金	入院日数 1万円 1日以上5日まで	通院日数 1万円 6日以上15日まで
	入院日数 3万円 6日以上15日まで	通院日数 3万円 16日以上30日まで
	入院日数 6万円 16日以上30日まで	通院日数 4.5万円 31日以上60日まで
	入院日数 9万円 31日以上60日まで	通院日数 6万円 61日以上
	入院日数 12万円 61日以上90日まで	
	入院日数 15万円 91日以上	

## 若狭町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 17 年 3 月 31 日 条例第 108 号

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民とは、災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

### 第 2 章 災害弔慰金

#### (災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

#### (災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

#### (災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次

章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
  - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
  - ウ 住居が半壊した場合 270万円
  - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

[資料編]

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合（工の場合を除く。） 250 万円

エ 住居の全体が損壊し、若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350 万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の上中町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年上中町条例第17号）又は三方町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年三方町条例第25号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

## 資料 14-6 若狭町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

## 若狭町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 17 年 3 月 31 日 規則第 38 号

## 第 1 章 総則

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、若狭町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年若狭町条例第 108 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 章 災害弔慰金の支給

## (支給の手続)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

## (必要書類の提出)

第 3 条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

## 第 3 章 災害障害見舞金の支給

## (支給の手続)

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

## (必要書類の提出)

第 5 条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第 1 号）を提出させるものとする。

## 第 4 章 災害援護資金の貸付け

## (借入れの申込み)

第 6 条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第 2 号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込書の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画

[資料編]

- (4) 保証人となるべき者に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
  - 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
    - (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
    - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
    - (3) その他町長が必要と認めた書類
  - 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)
- 第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)
- 第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。
- 2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)
- 第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)
- 第10条 町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)
- 第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)
- 第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)
- 第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。
  - 3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)
- 第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。
  - 3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を、当

該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を町長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

## り災台帳

(整理番号 )

(1)り災年月日 年 月 日( ) 時 分	(2)り災場所
(3)り災者現住所 電話	(4)避難施設等

○り災年月日 年 月 日( ) 時頃				○り災の原因 年 月 日( ) 時頃 発生による						
り災者氏名	性別	続柄	生年月日	年齢	り災時の状況				その他	
					健在	軽症	重症	死亡		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
り災状況	家屋等	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 間借	<input type="checkbox"/> 全壊(焼) <input type="checkbox"/> 半壊(焼) <input type="checkbox"/> 一部損壊	<input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水	年齢	その他の事情				
	家財	<input type="checkbox"/> 壊 <input type="checkbox"/> き損	<input type="checkbox"/> 流失							
家屋所有者					電 話					
住 所										
氏 名										

調査年月日	平成 年 月 日	調査員氏名	
調査の結果	避難所収容 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	応急仮設住宅 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	炊き出し <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否
その他			



## り災証明申請書及び証明書

● り災証明申請書

福井県三方上中郡若狭町長 様

申請人	住所	
り災者との関係	氏名	
( )	電話番号	

年 月 日 ( ) の による災害により、下記  
のとおり被害が生じたことの旨の証明を申請します。

### 記

○り災年月日				○り災の原因						
年 月 日 ( ) 時頃				年 月 日 ( ) 時頃						
				発生による						
り災者氏名	性別	続柄	生年月日	年齢	り災時の状況				その他	
					健在	軽症	重症	死亡		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
り災状況	家屋等	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 間借	<input type="checkbox"/> 全壊(焼) <input type="checkbox"/> 半壊(焼) <input type="checkbox"/> 一部損壊	<input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水	その他					
	家財	<input type="checkbox"/> 壊 <input type="checkbox"/> き損	<input type="checkbox"/> 流失							

● り災証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日 若狭 第 号

福井県三方上中郡若狭町長

## 資料 14-8 災害救助法の適用基準

災害救助法は、被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

- 1 住家が滅失した世帯数が当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第1号】

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

- 2 県の区域内の住家が滅失した世帯数が、2,500世帯数以上であって、当該市町の区域内の住家が滅失した世帯数が、その人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第2号】

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

- 3 県の区域内の住家が滅失した世帯数が、12,000世帯以上であって、当該市町の区域内の住家が滅失した世帯数が多数であること

【法施行令第1条第1項第3号前段】

- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること

【法施行令第1条第1項第3号後段】

- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき

【法施行令第1条第1項第4号後段】

(注) 住家滅失世帯数の算定基準

- ① 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
- ② 床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住困難な世帯は、3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

資料 14-9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

別表第 1

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
収容施設 の供与	避難所	<p>1 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。</p> <p>2 学校、公民館等既存建物に収容するのを原則とするが、これら適当な建物を 得がたいときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して収容する。</p> <p>3 設置のため支出できる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上 費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水 費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障 害者等(以下「高齢者等」という。)であって、避難所での生活において特別な配 慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のため に必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>イ 基本額 避難所設置費 100 人 1 日につき 30,000 円</p> <p>ロ 加算額 (冬期(10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。)に限 る。)</p> <p>別に定める額</p>	災害発生の 日から 7 日 以内
	応急仮設 住宅	<p>1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自ら の資力では住宅を得ることができないものを収容する。</p> <p>2 一戸当たりの規模は 29.7 平方メートルを基準とし、その設置のために支出 できる費用は 2,433,000 円以内とする。</p> <p>3 同一敷地内又は近接する地域内に 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会 等に利用するための施設を設置することができる。この場合において、一施設当 たりの規模及びその施設のために支出できる費用は、二にかかわらず、別に定め る。</p> <p>4 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを二人以上収容 し、並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第五条の二第二項に規定する老 人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅 として設置することができる。</p> <p>5 災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置する。</p>	完成の日か ら 2 年以内
炊出しそ の他によ る食品の 給与及び 飲料水の 供給	炊出しそ の他によ る食品の 給与	<p>1 避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被 害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者(以下この項において「被災者」 という。)に対して行う。</p> <p>2 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>3 支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日につき 1,010 円以内とする。</p> <p>4 被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、救助の期間内に 3 日分以 内を現物により支給することができる。</p>	災害発生の 日から 7 日 以内
	飲料水の 供給	<p>1 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>2 支出できる費用は、水の購入並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借 上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費 とする。</p>	災害発生の 日から 7 日 以内

<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p>	<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲において現物をもつて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 被服、寝具及び身の回り品</li> <li>ロ 日用品</li> <li>ハ 炊事用具及び食器</li> <li>ニ 光熱材料</li> </ul> <p>3 支出できる費用は、期別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲とする。</p> <table border="1" data-bbox="403 622 1302 1279"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">期 別</th> <th colspan="6">世 帯 区 分</th> </tr> <tr> <th>一 人 世 帯</th> <th>二 人 世 帯</th> <th>三 人 世 帯</th> <th>四 人 世 帯</th> <th>五 人 世 帯</th> <th>六人 以上 一人 増す ごと に加 算す る 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</td> <td>夏期</td> <td>17,300</td> <td>22,200</td> <td>32,700</td> <td>39,100</td> <td>49,600</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>冬期</td> <td>28,500</td> <td>36,800</td> <td>51,400</td> <td>60,300</td> <td>75,600</td> <td>10,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</td> <td>夏期</td> <td>5,600</td> <td>7,500</td> <td>11,300</td> <td>13,700</td> <td>17,500</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>冬期</td> <td>9,000</td> <td>11,900</td> <td>16,900</td> <td>20,000</td> <td>25,300</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考:「夏期」とは4月1日から9月30日までに災害が発生した場合をいい、「冬期」とは10月1日から翌年3月31日までに災害が発生した場合をいう。</p>	区 分	期 別	世 帯 区 分						一 人 世 帯	二 人 世 帯	三 人 世 帯	四 人 世 帯	五 人 世 帯	六人 以上 一人 増す ごと に加 算す る 額	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏期	17,300	22,200	32,700	39,100	49,600	7,200	冬期	28,500	36,800	51,400	60,300	75,600	10,300	住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏期	5,600	7,500	11,300	13,700	17,500	2,400	冬期	9,000	11,900	16,900	20,000	25,300	3,300	<p>災害発生の日から10日以内</p>
区 分	期 別			世 帯 区 分																																										
		一 人 世 帯	二 人 世 帯	三 人 世 帯	四 人 世 帯	五 人 世 帯	六人 以上 一人 増す ごと に加 算す る 額																																							
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏期	17,300	22,200	32,700	39,100	49,600	7,200																																							
	冬期	28,500	36,800	51,400	60,300	75,600	10,300																																							
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏期	5,600	7,500	11,300	13,700	17,500	2,400																																							
	冬期	9,000	11,900	16,900	20,000	25,300	3,300																																							
<p>医療及び助産</p>	<p>医療</p> <p>1 災害のため医療のみちを失つた者に対して応急的に処置する。</p> <p>2 救護班によつて行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。)が、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。)において行うことができる。</p> <p>3 次の範囲内において行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 診療</li> <li>ロ 薬剤又は治療材料の支給</li> <li>ハ 処置、手術その他の治療及び施術</li> <li>ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容</li> <li>ホ 看護</li> </ul> <p>4 支出できる費用は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕</li> </ul>	<p>災害発生の日から14日以内</p>																																												

[資料編]

	<p>費等の実費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</li> <li>ハ 施術所による場合 協定料金の額以内</li> </ul>	
	<p>助産</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害発生の日以前7日以内又は当該日以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失つたものに対して行う。</li> <li>2 次の範囲内において行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 分べんの介助</li> <li>□ 分べん前及び分べん後の処置</li> <li>ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</li> </ul> </li> <li>3 支出できる費用は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</li> <li>□ 助産師による場合 慣行料金の100分の80以内の額</li> </ul> </li> </ol>	<p>分べんした日から7日以内</p>
災害にかかった者の救出	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。</li> <li>2 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機関、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</li> </ol>	<p>災害発生の日から3日以内</p>
災害にかかった住宅の応急修理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。</li> <li>2 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行う。</li> <li>3 支出できる費用は、一世帯につき519,000円以内とする。</li> </ol>	<p>災害発生の日から1月以内</p>
生業に必要な資金の貸与	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行う。</li> <li>2 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸し付ける。</li> <li>3 貸付できる金額は、次の範囲内とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 生業費 1件につき30,000万円</li> <li>□ 就職支度費 1件につき15,000千円</li> </ul> </li> <li>4 貸付期間は2年以内で、利子は無利子とする。</li> </ol>	<p>災害発生の日から1月以内</p>
学用品の給与	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学生徒を含む。以下同じ。)に対して行う。</li> <li>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもつて行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 教科書</li> <li>□ 文房具</li> <li>ハ 通学用品</li> </ul> </li> <li>3 支出できる費用は、次の額の範囲内とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 教科書 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用しているものの給与するための実費</li> <li>□ 文房具及び通学用品</li> </ul> <p>小学校児童 一人につき 4,100円</p> <p>中学校生徒 一人につき 4,400円</p> </li> </ol>	<p>災害発生の日から、教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内</p>

埋葬	<p>1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>2 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもつて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 棺(附属品を含む。)</li> <li>ロ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。)</li> <li>ハ 骨つぼ及び骨箱</li> </ul> <p>3 支出できる費用は、1体につき大人 193,000 円以内、小人 154,400 円以内とする。</p>	災害発生の日から10日以内
死体の捜索	<p>1 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>2 支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から10日以内
死体の処理	<p>1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。</p> <p>2 次の範囲内において行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</li> <li>ロ 検索</li> <li>ハ 死体の一時保存</li> </ul> <p>3 検索は、原則として救護班によつて行う。</p> <p>4 支出できる費用は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 死体の洗浄、縫合せ、消毒等の処理のための費用 1体につき 3,300 円</li> <li>ロ 死体の一時保存のための費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費</li> <li>(2) 既存建物を利用できない場合 1体につき 5,000 円以内</li> <li>(3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。</li> </ul> </li> <li>ハ 救護班により検索ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内</li> </ul>	災害発生の日から10日以内
災害によつて住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	<p>1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>2 支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯につき 137,000 円以内とする。</p>	災害発生の日から10日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>1 次の範囲内において行なう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 被災者の避難</li> <li>ロ 医療及び助産</li> <li>ハ 災害にかかった者の救出</li> <li>ニ 飲料水の供給</li> <li>ホ 死体の捜査</li> <li>ヘ 死体の処理</li> <li>ト 救助用物資の整理配分</li> </ul> <p>2 支出できる費用は、当該地域における通常の実費とする。</p>	当該救助の実施が認められる期間以内

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することができる。

[資料編]

別表第2

救助業務従事者の区分		実 費 弁 償 の 範 囲		
		日 当	時間外勤務手当	旅 費
政 令 第 十 条 第 一 号 か ら 第 四 号 ま で に 掲 げ る 者	医師及び歯科医師	17,400 円以内	日当の額を八で除して 得た額を勤務時間一時 間当たりの給与額とし て職員の給与に関する 条例(昭和四十年大阪府 条例第三十五号)第二十 一条第二項の規定によ り算定した額以内	職員の旅費に関する条例(昭 和四十年大阪府条例第三十七 号。以下「旅費条例」という。) による四級職相当額以内
	薬 剤 師	11,900 円以内		
	保健師、助産師及び看護師	11,400 円以内		
	土木技術者及び建築技術者	17,200 円以内		旅費条例による二級職相当額 以内
	大工、左官及びとび職	20,700 円以内		旅費条例による四級職相当額 以内
政令第十条第五号から第十号までに掲げ る者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百 分の三の額を加算した額以内		

資料 15-1 県への報告

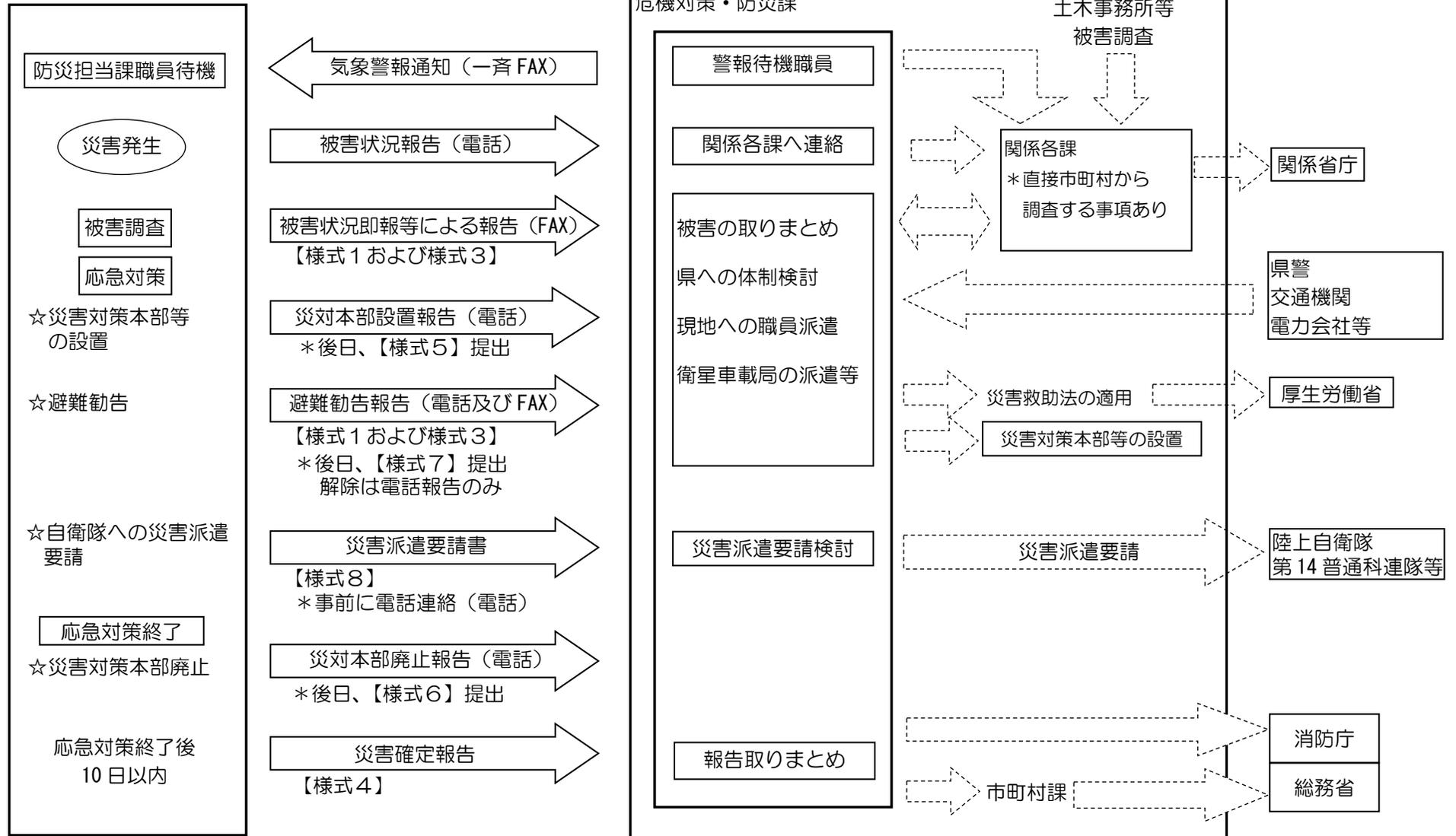
災害報告について

市 町  
消防（災害状況）

福 井 県

防災関係機関等

縦



(様式1)

〔災害概況即報〕

災害名

(第 報)

報告日時	
都道府県	
報告者名	

災害の概況	発生場所		発生日時				
被害の概況	死傷者	死者	人	不明人	住家	全壊棟	一部破損棟
		負傷者	人	計人			半壊棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)		(市町)		

(様式2)

災害確定報告

市町村			区分			被害				
災害名 報告番号			災害名 第 報 ( 月 日 時)			田	滅失・埋没	ha		
							冠水	ha		
報告者名						畑	流失・埋没	ha		
							冠水	ha		
区分			被害			文教施設			箇所	
死者			人			病院			箇所	
行方不明者			人			道路			箇所	
人的被害	負傷者	重傷	人			橋りょう			箇所	
		軽傷	人			河川			箇所	
住家被害			棟			港湾			箇所	
									世帯	
半壊			棟			清掃施設			箇所	
									世帯	
一部破損			棟			鉄道不通			箇所	
									世帯	
床上浸水			棟			水道			戸	
									世帯	
床下浸水			棟			電気			戸	
									世帯	
非住家			棟			ブロック塀等			箇所	
									世帯	
公共建物			棟			り災者数			人	
									世帯	
その他			棟			火災発生			危険物	件
									世帯	

区分			被害			災害対策本部			
公立文教施設			千円			名称			
農林水産業施設			千円			設置			
公共土木施設			千円			解散			
その他の公共施設			千円						
小計			千円						
公共施設被害市町村数									
農産被害			千円						
林業被害			千円						
畜産被害			千円						
水産被害			千円						
商工被害			千円						
その他			千円			消防職員出動延人数			人
被害総額			千円			消防団員出動延人数			人
災害発生場所									
災害発生年月日									
災害の種類概況									
応急対策の状況									

(様式3)

福井県危機対策・防災課 へて (FAX 0776-22-7617)

市 町 名 : 若狭町

担 当 者 :

電 話 番 号 :

( 月 日 時 分現在)

## 避 難 勧 告 等 の 状 況

地 係	避難の種別 (該当を含む)	勧告等の 日 時	対象世帯数	対象人員	避難所	世帯数	人数	避難の理由	勧告等 解除日時
	自主避難 避難準備情報								
	避難勧告 避難指示								
	自主避難 避難準備情報								
	避難勧告 避難指示								
	自主避難 避難準備情報								
	避難勧告 避難指示								
	自主避難 避難準備情報								
	避難勧告 避難指示								

※避難勧告等の区域を明確にした地図を添付して下さい。





(様式5)

文 書 番 号  
年 月 日

福 井 県 知 事 殿

若狭町長

(公印)

災害対策基本法第23条の規定に基づく災害対策本部の  
廃止について

みだしのことについて、下記のとおり災害対策本部を廃止しました  
ので報告いたします。

記

1 廃止日時

2 廃止理由

(様式6)

文 書 番 号  
年 月 日

福 井 県 知 事 殿

若狭町長 (公印)

災害対策基本法第60条の規定に基づく避難勧告について

みだしのことについて、下記のとおり避難勧告を行いましたので報告いたします。

記

- 1 避難勧告日時
- 2 避難勧告場所
- 3 避難勧告内容
- 4 避難勧告理由

※ 避難勧告場所については、必ず地図を添付してください。

(様式7)

年 月 日

福 井 県 知 事 殿

若狭町長

(公印)

自 衛 隊 災 害 派 遣 要 請 書

次のとおり自衛隊の派遣を要請します。

1 災害状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

3 派遣を希望する区域および活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

4 その他参考事項

(1) 連絡先

(2) 負担経費 自衛隊の活動に要する経費については、若狭町地域防災計画の規定に基づき、原則として若狭町が負担する。